

(別添)

令和6年度 i N o t e s サーバ機器賃貸借業務仕様書

1 件名

令和6年度 i N o t e s サーバ機器賃貸借業務 (以下「本業務」という。)

2 目的

鳥取県庁内LAN上の i N o t e s 環境を構成する機器のリースアップに伴い、現環境を維持継続するために必要な機器を調達する。

3 業務期間等

(1) 業務期間 契約締結日から令和12年1月31日まで

(2) 納入期限 令和6年12月20日まで

(3) 賃貸借期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

4 賃貸借物品の名称

(1) 機器

名称	数量
Domino サーバ	2 台
Hardware Management Console	1 台
Domino サーバ用ストレージ装置	1 台
Domino サーバ用外部テープライブラリ装置	1 台
Domino サーバ用ラックコンソールおよびコンソールスイッチ	1 式
Domino サーバ用 SAN スイッチ	2 台
管理用ネットワークスイッチ	1 台

(2) ソフトウェア

名称
Domino サーバ用バックアップソフトウェア

詳細は別紙のとおり

5 提出図書

名称	部数
納入機器一覧	1
保証書又は新品証明書	1
保守証書	1
取扱説明書	1
納入写真	1

※提出部数は紙媒体で1部、電子化が可能なものについては電磁的記録媒体(CD-R又はDVD-R)に格納して1部提出すること。

6 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県議会棟別館

7 設置・設定作業

賃貸借物品の設置及び設定は、発注者が別途調達する令和6年度庁内LANシステムの管理運営及び保守業務の受託者(以下「管理運営業者」という。)が行うので、受注者は、賃貸借物品の納入後に不具合等、正常に機器が動作しない場合には、発注者及び管理運営業者と協力し、原因究明等に協力すること。

8 一般事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 資料提供

受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

(3) 追完請求権

ア 発注者は、賃貸借物品の引渡しを受けた後において、当該賃貸借物品が仕様書で定める内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により賃貸借物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。

イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(5) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下、「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(8) 賃貸借物品に対する損害保険の付保

受注者は、自己の責任において、賃貸借物品に損害保険を付保するものとする。

(9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わ

なければならない。

(10) 完了報告及び検査

ア 受注者は、納入を完了したときは、納入完了の日の翌日から10日以内に、納入完了報告書および本仕様書4の提出図書を発注者に提出し、発注者は納入完了報告書および提出図書を受領した日から10日以内に検査を行う。

イ 発注者は、アの規定に基づき検査を行った結果、仕様書に適合すると認めるときは、その旨を受注者に通知する。

ウ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においてもア及びイの規定を準用する。

(11) 賃貸借料の支払

ア 受注者は、(10)イの通知を受領した後、賃貸借物品の賃貸借期間における各年度分の賃貸借料を翌年度4月に発注者に請求する。ただし、令和11年度分は、別紙の3(2)の完了に係る検査の合格後に請求する。

年度	請求年月	賃貸借料に対する割合
令和6年度	令和7年4月	約3/60
令和7年度	令和8年4月	約12/60
令和8年度	令和9年4月	約12/60
令和9年度	令和10年4月	約12/60
令和10年度	令和11年4月	約12/60
令和11年度	令和12年2月	約9/60

イ 発注者は、前項の規定による正当な請求書を受領した日から30日以内にその請求額を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(12) 任意解除

ア 発注者は、(13)又は(14)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(13) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(3)の履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、こ

の契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の（ア）から（ク）のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（ア）本業務の履行不能が明らかであるとき。

（イ）本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（ウ）本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（エ）納入期限までに受注者が賃貸借物品を納入場所に納入しないでその時期を経過したとき。

（オ）（ア）から（エ）に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が（13）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（カ）受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

（キ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（ク）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(15) 解除の制限

（13）のアの（ア）から（エ）及び（14）のアの（ア）から（オ）までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、

（13）及び（14）の規定による契約の解除をすることができない。

(16) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(17) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者による協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

(18) その他

ア この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、本仕様書の8の一般事項を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

別紙

1 選定条件

- (1) 鳥取県庁内 LAN の安全かつ円滑な運用管理および新環境への安全かつ円滑な移行を図るため、2 に掲げる賃貸借物品の一部はメーカー指定又は製品指定とする。
- (2) 賃貸借物品は全て新品とする。
- (3) 調達機器が持つ機能は全て追加のライセンス費用を必要とせず利用可能なこと。
- (4) 調達機器の電源、ネットワーク配線に加え、ラック内での接続に必要となる各種配線（十分な長さを有するもの）やコネクタ類、固定部品に関しても全て含めること。
- (5) 2 の賃貸借物品のうち、保守ライセンスの有効期間は、納入日から令和 11 年 12 月 31 日までとする。また、納品までに発注者が指定する管理運営業者へ保守移管すること。

2 賃貸借物品

(1) 機器

ア Domino サーバ（2 台）

ノックラスタにて均等分散を維持するため 2 台は同一機種とすること。

項目	仕様
メーカー	・ IBM 社製の機種であること。
CPU	・ RISC アーキテクチャの IBM 製 POWER10 プロセッサであること。 ・ コア数は 4 コア以上であること。
メモリ	・ Chipkill 対応であり、総容量 64GB 以上であること。
マルチメディアエンクロージャ	・ マルチメディアエンクロージャを有し、RDX ドライブとして、2 台で共用できること。
ネットワーク	・ 全二重 Ethernet 1Gb/10Gb-T を 4 ポート以上備えていること。
外部ディスクインターフェース	・ ファイバー・チャンネル 16Gb/s が 8 ポート以上であること
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること
管理コンソール	・ Hardware Management Console (HMC) による LPAR 管理ができること。
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
OS	・ AIX7 (V7.3) であること。
保守(ライセンス)	・ 24 時間 365 日オンサイト保守が可能であること。 ・ オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。
その他	・ 賃貸借期間中はソフトウェア・メンテナンス (SWMA) に加入すること。

※参考製品 IBM Power S1014 (910541B)

イ Hardware Management Console (HMC) (1台)

IBM 7063 HMC (7063-CR2)を製品指定とする。

構成は以下の通りとする。

項目	仕様
CPU	・ 6 コア POWER9 プロセッサであること。
メモリ	・ 総容量 64GB 以上であること。
搭載ストレージ	・ 10,000 回転 SAS 1.8TB 以上の HDD を2本搭載すること。
ネットワーク	・ 全二重 Ethernet 1Gb/10Gb-T を 4 ポート以上備えていること
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること
管理コンソール	・ Hardware Management Console (HMC) による LPAR 管理ができること。
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
保守(ライセンス)	・ 24 時間 365 日オンサイト保守が可能であること。 ・ オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。
その他	・ Domino サーバを管理するための専用 Hardware Management Console であること。 ・ 賃貸借期間中はソフトウェア・メンテナンス(SWMA)に加入すること。

ウ Domino サーバ用ストレージ装置 (1台)

IBM Storage FlashSystem 5045 SFF Control Enclosure (4680-3P4) を製品指定とする。

構成は以下の通りとする。

項目	仕様
コントローラ	・ 機器に専用コントローラを有すること。 ・ コントローラは 2 個以上有し、1コントローラあたり 32GB 以上のキャッシュを有すること。(キャッシュ合計は 64GB となること)
接続インターフェース	・ ファイバー・チャネル 16Gb/s を 8 ポート以上有すること。
パーティション	・ 8 以上のパーティションを作成できること。
電源部	・ 200V 電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
接続 OS	・ AIX7 (V7.3) にて接続できること。
筐体	・ 19 インチラックに搭載が可能であること。
拡張	・ 専用の拡張装置を有し、本体と一体して稼働できること。
搭載ストレージ	・ 2.5 型 1.92TB 12Gb SAS SSD×8 本
コンソール機能	・ 専用の WEB コンソール機能を有するもので、設定、ログ収集、ファームウェア更新の操作が行えるもの。 ・ 管理用ポートを搭載していること。
保守(ライセンス)	・ 24 時間 365 日オンサイト保守が可能であること。 ・ オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。 ・ 保守対応時にストレージ内のデータ消去が出来ない場合に、物理破壊または磁気破壊が可能であること。
その他	・ ストレージプール機能により仮想ディスクを構築でき、未使用スペースをプール化により自動的に割り当てられること。 ・ シンプロビジョニング機能を有すること。

エ Domino サーバ用外部テープライブラリ装置（1台）

項目	仕様
メーカー	・ IBM 社製の機種であること。
テープドライブ	・ LTO Ultrium9(LTO9) Tape Drive を3機以上搭載すること。
カートリッジ・スロット数	・ 24本以上のLTO9テープを搭載できること。 ・ ロボット機構にて稼働し、バーコードラベルにてテープを読み取り可能なこと。
インターフェース	・ 8Gb/FCポートを2ポート以上有すること。
筐体	・ 19インチラックに搭載が可能であること
電源部	・ 200V電源対応であること。 ・ 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
対応 OS	・ AIX(V7.3)
バックアップソフト	・ IBM Storage Protect for Mailにて扱えること
テープ媒体	・ ULTRIUM9 テータカートリッジ(LTO9)テープを24本添付すること。 ・ LTO クリーニングテープを3本添付すること。 ・ ボルシルラベル24本分を添付すること。
コンソール機能	・ 専用のWEBコンソール機能を有するものであって、設定、ログ収集、ファームウェア更新の操作が行えるもの。 ・ 管理用ポートを搭載していること。
保守(ライセンス)	・ 24時間365日オンサイト保守が可能であること。 ・ オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。

※参考製品 IBM TS4300 Tape Library

オ Domino サーバ用ラックコンソールおよびコンソールスイッチ（1式）

項目	仕様
筐体	・ ラックコンソールとコンソールスイッチを合わせて19インチラックに1Uで搭載可能であること。(コンソールスイッチはラックコンソールの後ろにマウント) ・ 内蔵キーボード、タッチ패드およびマウスを有すること
ディスプレイ	・ 17型以上LCDカラーディスプレイを有すること。 ・ 1920 x 1080までの解像度に対応すること。
キーボード	・ 日本語配列キーボードであること。
コンソール・セレクター・スイッチ	・ 8台以上の機器が接続可能なこと。
保守(ライセンス)	・ 24時間365日オンサイト保守が可能であること。

カ Domino サーバ用 SAN スイッチ（2台）

IBM Storage Networking SAN24B-6 を製品指定とする。

構成は以下の通りとする。

項目	仕様
用途	• Domino サーバ2台、Domino サーバ用ストレージ装置1台、Domino サーバ用外部テープライブラリ装置1台を FC で接続する。
必要な SFP	• 用途に記載した機器をマルチパス接続するため、16Gbps SFP を8個提供すること。
電源部	• 200V 電源対応であること。
コンソール機能	• 専用の WEB コンソール機能を有するものであって、設定、ログ収集、ファームウェア更新の操作が行えるもの。 • 管理用ポートを搭載していること。
保守(ライセンス)	• 24時間 365日オンサイト保守が可能であること。 • オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。

キ 管理用ネットワークスイッチ（1台）

項目	仕様
メーカー	• Cisco 製の L2 スイッチまたは L3 スイッチであること。
ネットワークインターフェース	• 最大通信速度が 1Gb/s 以上の全二重 Ethernet 対応ポートを16ポート以上備えていること。 • 最大通信速度が 10Gb/s の全二重 Ethernet 対応ポートを 8 ポート以上備えていること。
電源部	• 200V 電源対応であること。 • 冗長化構成でホットスワップ対応のこと。
筐体	• 19 インチラックに搭載が可能であること。
保守(ライセンス)	• 5年分のメーカー保証を付与すること。 • 24時間 365日オンサイト保守が可能であること。 • オンサイト保守については、メーカー技術者による作業の提供が可能であること。

※参考製品 Cisco Catalyst 9200-24PXG

(2) ソフトウェア

ア Domino サーバ用バックアップソフトウェア

以下のソフトウェアを製品指定とする。

品名	数量
IBM Storage Protect 10 Processor Value Units (PVUs) License + SW Subscription & Support 12 Months (D1IQHLL)	42 式
IBM Storage Protect 10 Processor Value Units (PVUs) Annual SW Subscription & Support Renewal (E0LVGLL)	42 式(4年分)
IBM Storage Protect for Mail 10 Processor Value Units (PVUs) License + SW Subscription & Support 12 Months (D1IVBLL)	112 式
IBM Storage Protect for Mail 10 Processor Value Units (PVUs) Annual SW Subscription & Support Renewal (E0LVVLL)	112 式(4年分)

(1) 賃貸借物品の故障等により修理を行う際の作業場所は県管理区域内に限るものとし、記録媒体を交換する場合は、交換後不要となった記録媒体内の情報の消去又は記録媒体の破壊（以下「データ消去等」という。）を行った上で回収すること。また、やむを得ず県管理区域外で修理を行う場合は、事前に県管理区域内においてデータ消去等を行うものとする。

なお、データ消去等に係る具体的な手順は、令和2年5月1日付情報政策課長通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」（以下「データ消去手順書」という。）に定めるところによる。ただし、データ消去手順書の手順によるデータ消去等が不可能な賃貸借物品については、工場出荷時への初期化で足りるものとする。

(2) 賃貸借期間が満了した賃貸借物品については、受注者は、速やかにデータ消去等を行った上で、業務期間内に撤去を行うこと。

なお、データ消去等に係る具体的な手順は、データ消去手順書に定めるところによる。ただし、データ消去手順書の手順によるデータ消去等が不可能な賃貸借物品については、工場出荷時への初期化で足りるものとする。

ただし、発注者と受注者との間で本業務仕様書2（3）の賃貸借期間満了後直ちに再度の賃貸借を行う場合はこの限りではない。

(3) 設定作業については、業務期間を通じて発注者が行うことから、保守ライセンスに基づくメーカーの保守・サポートを発注者が直接受けることができるようにすること。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注） 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。